

岐阜県議会の活性化改革に関する  
調査・検討結果中間とりまとめ報告書

平成20年3月17日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

# 岐阜県議会の活性化改革に関する調査・検討結果 中間とりまとめ報告

昨年5月8日に議長より議会活性化改革検討委員会に諮問された、県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関し、当委員会として一年間にわたり調査・検討を進めてきたところである。

未だ当委員会としての結論に至っていない課題も残されているが、平成19年度の調査・検討の区切りとして、答申に至っていない課題に対するこれまでの当委員会の検討結果を報告書としてまとめ提出する。

## I 本委員会の設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議会自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に十分理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっており、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は、議長の諮問機関として、昨年5月8日に発足した。

## II これまでの審議状況

昨年5月8日に議長より諮問を受けて委員会が発足してから、これまで8回にわたり委員会を開催し、岐阜県議会の活性化改革について議論を進めてきた。

また、昨年7月3日には、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」について、12月10日には、「応招旅費等費用弁償のあり方」について、委員会として結論をまとめ中間答申を行っている。

### Ⅲ これまでの審議経過

区分	委員会開催日	審議内容
1	H19. 5. 8 (火)	正副委員長互選 運営方針案検討
2	H19. 5. 11 (金)	検討テーマ項目の決定 担当委員、副担当委員指名
3	H19. 6. 12 (火)	検討項目の論点整理
4	H19. 7. 3 (火)	議会活動の透明性向上について検討 ・政務調査費のあり方について 中間答申とりまとめ
5	H19. 10. 11 (木)	議会審議の活性化について検討 議会活動の透明性向上について検討 ・応招旅費等費用弁償のあり方について
6	H19. 11. 30 (金)	議会活動の透明性向上について検討 ・応招旅費等費用弁償のあり方について
7	H19. 12. 10 (月)	議会活動の透明性向上について検討 ・応招旅費等費用弁償のあり方について 中間答申とりまとめ
8	H20. 3. 17 (月)	今後の委員会の進め方について検討 残された課題の取扱いについて検討

# 目 次

## 1. 政策提言・立案機能強化関係

- (1) 委員会調査の充実について・・・・・・・・・ 1
  - ①閉会中の委員会開催
  - ②付託議案審議以外の調査等のための委員会開催
  - ③常設の勉強会、意見交換の場等の設置
  - ④参考人制度の活用
  - ⑤効果的、効率的な委員会視察のあり方
  - ⑥委員会による公聴、県民との意見交換、県民意見を反映させる仕組みのあり方
  - ⑦特別委員会の開催回数、内容の充実
- (2) 委員会による発案方法の確立について・・・・・・ 2
- (3) 議員提案による政策条例制定に向けた仕組みの確立について・・・ 3
- (4) 議会の附属機関的機関（議長の諮問機関、議会の議決による委員会の設置等）の設置のあり方、性格の明確化について・・・・・・ 3
- (5) 事務局機能（組織改革、職員の増員等）の強化について・・・・・・ 4
- (6) 議会図書室の機能強化について・・・・・・ 5
- (7) 議員への政策情報の提供方法について・・・・・・ 5

## 2. 議会審議の活性化関係

- (1) 議案に関する説明会等議案精読、議案審議のあり方について・・・ 7
- (2) 土日（休日）、夜間の議会開催について・・・・・・ 7
- (3) 付託議案審議の充実について・・・・・・ 8
  - ①審議項目による部局の入れ替え
  - ②効果的・効率的な委員会質疑、討論中心の審議の方法、委員長報告のあり方
  - ③委員会の同時開催の見直し
- (4) 一問一答方式、対面方式での質疑の導入の可能性について・・・ 9
- (5) 決算特別委員会の常設化について・・・・・・ 10

## 3. 議会活動の透明性向上関係

- (1) 政務調査費のあり方について・・・・・・ 11
- (2) 応招旅費等費用弁償のあり方について・・・・・・ 11
- (3) 情報公開・議会広報のあり方について・・・・・・ 11
- (4) 議員派遣（海外事情調査含む）のあり方について・・・・・・ 11

# 1. 政策提言・立案機能強化関係

多様な民意を反映するための政策提言・立案機能の強化を目指した議会改革を進めるため7項目の課題について調査・検討を進めた。

その結果は以下のとおりである。

## (1) 委員会調査の充実について

- ①閉会中の委員会開催
- ②付託議案審議以外の調査等のための委員会開催
- ③常設の勉強会、意見交換の場等の設置
- ④参考人制度の活用
- ⑤効果的、効率的な委員会視察のあり方
- ⑥委員会による公聴、県民との意見交換、県民意見を反映させる仕組みのあり方

- ・ いずれの項目も、既存制度の活用により実施可能であり、その活用を各委員会において検討されることが望ましい。
- ・ 県内視察は、県民から意見を聴取する場としても有効であり、閉会中の委員会としての重要な活動の場であることを再認識し、各委員会で委員会審議の活性化につながる取り組みを検討することが望ましい。
- ・ 委員会視察の充実を図るため、必要に応じて勉強会や委員会の開催、参考人制度を活用することが望ましい。
- ・ なお、上記の旨、臨時議会後に開催される正副委員長会議において、申し合わせを行うなど、検討を促すよう配慮されることを望む。

委員会視察のうち、県内視察は県政の反映状況や課題等についての状況把握を中心に、県外視察は先進事例への取り組み状況の把握が中心に行われている。

県内視察は、県政の反映状況や課題等について状況把握するための場としてだけでなく、県民から意見を聴取する場としても有効であり、閉会中の委員会としての重要な活動の場であることを再認識し、各委員会は本会議や委員会審議の活性化・充実につながる委員会視察の実施に努めるべきである。

なお、委員会の所管事項、審議すべき事項の現状や課題等は異なることから、委員会ごとに、審議の活性化につながる視察のあり方を検討し、実施することが適切と考える。

その際、検討することが適切な取り組み例としては次のようなことが考えられる。

- ・ 視察テーマの設定、テーマを優先した視察地の選定
- ・ 関係者との意見交換を中心とした視察
- ・ 視察結果を踏まえ、執行部に対する提言
- ・ 視察を充実させるため、視察前後の勉強会や委員会開催、参考人招致など、既存制度の活用
- ・ 視察日程をすべて消化することにこだわらず、視察先を厳選

## ⑦特別委員会の開催回数、内容の充実

- ・特別委員会の開催は定例会ごとを基本とし、必要に応じて開催することが望ましい。
- ・委員長報告は、年1回を基本とし、必要に応じて追加で報告を行うことが望ましい。
- ・必要に応じて参考人制度を活用することが望ましい。
- ・なお、上記の旨、臨時議会後に開催される正副委員長会議において、申し合わせを行うなど、検討を促すよう配慮されることを望む。

特別委員会は部局横断的なテーマに基づき、県政の重点政策とも呼応したタイムリーな調査事項を検討するための委員会として設置されており、これまで臨時会と事務事業説明会を除き、第1回定例会と第5回定例会に開催していたところであるが、平成19年第3回定例会より定例会ごとの開催となったため、今後も開催については定例会ごとを基本とする。ただし、国の動向の変化や県内での重要案件発生等、早急に審議すべきと判断される場合には、必要に応じて速やかに開催することが望ましい。

特別委員会の委員長報告については、政策に対する十分な審議を行い、その審議結果の総括としての中間報告は年1回が適当であると考え。ただし、特定の事項について速やかに報告する必要があると判断される場合には、他の定例会においても報告を行うことが望ましい。

審議の活性化としては、常任委員会と同様、専門的な意見や現場の状況を外部の識者や関係者から聴取することにより調査事項の現状や課題等をより深く把握できる場合には、必要に応じて参考人制度を活用することが望ましい。

## (2) 委員会による発案方法の確立について

- ・統ルールは定めず、制度を理解のうえ、案件ごとに発案方法を委員会で判断することが望ましい。

地方自治法の一部改正にともない、これまでの議員有志による発案（発案書署名者は発案者連名）に加え、委員会による発案（発案書署名者は委員長のみ）も可能となった。委員会による発案には委員会としての意思が明確となる利点があるが、委員会は複数会派の委員から構成されており、すべての議案を委員会発案とした場合、反対する委員の意思が反映されない恐れが生じる。

そのため、委員会発案の統ルールは定めず、各議員は、委員会による発案が可能である旨を十分理解したうえで、案件ごとに対応することとし、全委員の賛同が得られる場合には、委員会発案とするか、賛同する委員による発案とするかを委員会において判断することが望ましい。

### (3) 議員提案による政策条例制定に向けた仕組みの確立について

- ・引き続き本委員会において検討を進める。

政策条例制定に向けた活動は、あくまで議員有志グループ（調査研究会）等の自主的な活動により行われるべきであるが、調査研究会等の活動を議会として支援する仕組みは十分整えられていない。また、条例案に対する公聴会の開催や、参考人の招致等の県民や利害関係者との意見交換は調査研究会では議会活動として位置づけることは困難である。

そのため、政策条例制定にむけた取り組み全般を統括しその活動を支援する組織の設置を検討してきたが、組織が担う機能、議会内での組織の位置づけなど諸課題も多いことから、引き続き本委員会において検討を進める。

### (4) 議会の付属機関的機関（議長の諮問機関、議会の議決による委員会の設置等）の設置のあり方、性格の明確化について

- ・議会として意思決定が必要とされる特定の課題については、特別委員会を柔軟かつ機動的に設置し、意見提言を行うことが望ましい。
- ・議会として一定の調査・提言等を行う必要がある課題については、今後も議長の諮問機関の設置により対応することが望ましい。

議会がある一定の組織体として、政策提言を行ったり、県政に関する理解を深める場としては、常任委員会や特別委員会での審議等がその基本となるものであるが、特定目的に沿った政策議論等には、議長の諮問機関の設置等、制度的に可能である様々な組織を活用していくことが有効であると考えられる。また、それら個々の組織の性格付けをきちんと整理し、その性格にあった活用に努める必要がある。

地方自治法上、議会内部の機関として設置できるものと規定しているのは、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会のみであるので、その意思決定の効果を正規なものとする必要がある事項については、少なくとも、特別委員会による審議という形式をとる必要がある。

本県では、4年間の議員任期中継続することが想定される特別委員会が多いが、今後は、より特定の課題については、短い期間（1～2年程度）で集中的に審議をするなど、特別委員会を柔軟かつ機動的に設置して、意見提言を行ってはどうかと考える。とりわけ、部局横断的な課題については、所管部の決められた常任委員会とはまた違ったアプローチが可能であるため、有効であると考えられる。

また、本会議での議決のような効力はないものの、特定のテーマについて、議長の諮問機関での検討を受けて議長から知事への提言を行っていくという方法は、執行部に対して一定の影響力があり、1年以内程度の短期間で議会として一定の調査

・提言を行う必要がある課題が生じた場合には、今後も議長の諮問機関を設置して、意見提言を行ってはどうかと考える。

○本県議会における1年限りの特別委員会の設置例

- ・不況対策特別委員会（昭和53年度）
- ・オリンピック対策特別委員会（昭和56年度）

○他県の例（H18年12月 全国都道府県議会議長会事務局調べ）

議長の諮問機関の設置 16道県29機関（H16.9.1～H18.8.31）

- うち、選挙区・定数に関するもの 11機関
- 議会改善・活性化に関するもの 9機関
- 議員提案条例に関するもの 3機関

## （5）事務局機能（組織改革、職員の増員等）の強化について

- ・事務局の人的体制強化については、事務局内外における調査業務の兼任・併任により増強を図ることが現実的と考える。
- ・質的体制強化については、職員の研修機会の増加等により専門能力向上を図るとともに、議員の議案審査のサポートの充実に一層努められることを望む。

議員提案条例の策定をはじめ、議員による各種政策提言・立案活動の遂行にあたっては、それら活動支援のための情報収集・提供等、議会事務局の積極的支援も当然に求められるところであり、事務局機能の人的・質的強化は必要と考える。

しかしながら、昨今の厳しい職員の定数削減状況の中、議会事務局においては既に法務部門、調査専任職員の設置等一定の増員が図られていることから、今後の定数増加は見込み難く、事務局の人的体制強化については、直接的に調査にあたっていない議事調査課職員も副担当となっている委員会の一定の調査業務を担う、執行部の法務部門等の職員を議会事務局併任とするなど、事務局内外における調査業務の兼任・併任により増強を図ることが現実的と考える。

また、事務局の質的体制強化については、事務局職員が担当している分野等に関する研修等に積極的に参加させるなど研修機会の増加等によって職員の専門能力向上を図るとともに、執行部から提案された議案に内在する課題、論点等を議会事務局として整理し議員に提示するなど議員の議案審査のサポートの充実に一層努められることを望む。

## (6) 議会図書室の機能強化について

- ・ 議員が最新の情報を常に入手できるよう、相応の図書購入費は必要であり、必要かつ十分な予算の確保を望む。
- ・ 図書スタッフの充実、閲覧スペースの確保、県図書館等との連携体制の強化など実務面の環境整備について引き続き努められることを望む。

議会図書室は、議員の調査研究に資するために、図書等の資料を収集保管し、議員の職務遂行に必要な情報を提供することを目的として設置されているが、議員の調査活動の重要性が高まり、また、情報収集のあり方も多様化する中、議会図書館には議員への的確な情報提供と政策立案に対する支援の強化が求められている。

収集対象となる出版物の増加、議員等からの要望分野が幅広くなっており、限られた予算の中で図書を精査して購入する努力は重要であるが、議員が社会情勢の変化や県政の課題に対応した最新の情報を常に入手できるよう、相応の図書購入費は必要であり、そのための必要かつ十分な予算の確保に努められることを望む。

また、議員からの調査依頼に素早く対応できるための図書スタッフの充実、議員が図書室を利用しやすくするための閲覧スペース・資料保存のためのスペースの確保、購入図書への議員ニーズの反映、より素早く充実した情報を提供するための県図書館等他の図書館との連携体制の強化やインターネット、外部データベースの活用など実務面の環境整備についても引き続き努められることを望む。

## (7) 議員への政策情報の提供方法について

- ・ メール、FAX等を活用して幅広くタイムリーな情報提供に努められることを望む。
- ・ 議員からの照会に対して、既存データベース等も活用しながら、より素早い情報収集・提供に努められることを望む。

議員からの調査依頼があった場合は、議事調査課職員（議会図書室司書含む）による調査、執行部からの関係資料の取り寄せ等により情報提供を行っている。

また、「議事調査レポート」（月1回）の配布や新聞記事スクラップの作成も行っているが、議員の政策立案能力の向上のためには、調査依頼のあった事項だけではなく、政策立案のきっかけとなる情報を幅広くタイムリーに議員に提供する事が重要である。

そのため、事務局よりメール、FAX等を活用するなどして定期的（月2回程度～週1回程度）に議員への情報提供に努められたい。

なお、各政策課題に対する各議員の関心・興味の度合いについては、強弱があることから、情報提供にあたっては、まずは社会動向から見て、いわゆる“旬”のテ

ーマについて「触りの部分」を紹介する程度に止め、その後、個別に照会があれば、さらに深く細かい情報を提供することが適当である。

また、議員がより素早く情報収集するためには、議員自らが必要な情報にスピーディにアクセスできる環境を整備することが一番望ましいが、個々の議員において、パソコンやネットワーク等デジタルインフラの環境熟度も異なることから、当面、議員からの照会に対して、図書館司書を含めた事務局職員により、既存データベース等も有効に活用しながら、より素早い情報収集・提供に努められることを望む。

## 2. 議会審議の活性化関係

県政運営に対するチェック機能強化を目指した議会の審議活性化を進めるため、5項目の課題について調査・検討を進めた。

その結果は以下のとおりである。

### (1) 議案に関する説明会等議案精読、議案審議のあり方について

- ・当面、現在のやり方を継続することとし、今後改善すべき点があれば、改めて改善策を検討することが望ましい。

議案に関する説明会等議案精読、議案審議のあり方について、議会のチェック機能の強化という観点から現状を検証し何らかの改善ができないか検討を行ったが、これまでも、チェック機能の強化という観点から改善を行っており、当面現在のやり方を継続するものとする。

なお、今後、説明会等を実施する中で改善すべき点があると判断する場合には、改めて改善策を検討する。

○これまでの改善点

18年第4回定例会まで	予算説明会の開催 (年2回：9月補正予算、当初予算を対象)
18年第5回定例会から	提出議案に関する説明会を開催 (毎定例会：全議案を対象)
19年第1回定例会	当初予算に係る『19年度予算一覧』と『19年度当初予算事業概要説明資料』を事前配布
19年5月10日	新議員研修会の開催

### (2) 土日（休日）、夜間の議会開催について

- ・土日（休日）や夜間の議会開催については、傍聴者数の増加等のメリットは少ないことから、必要ないと考える。
- ・議会に対する県民の関心をより高めるための効果的な方策は今後も検討していくことが望ましい。

現在、本議会は会議規則により、休日は休会であり、会議時間は午前10時から午後4時までとなっているため、土日（休日）や夜間の議会開催は実施していない。

なお、本県議会の傍聴者数は1日平均約67人であり、一般質問日に限定すると、平均約110人となる（傍聴定員176人）。また、本会議の傍聴が困難な方などに便宜を図るため、岐阜放送による議会中継を昭和56年度から実施している。

より多くの方に県議会を傍聴いただき県議会に関心を高めていただくため、土日（休日）や夜間の議会開催について検討を行ったが、土日（休日）や夜間に議会を開催することにより、県民の関心が高まり、傍聴者数が増加する可能性はあるが、遠方の方は土日（休日）や夜間に議会を開催しても傍聴に来られない可能性が高く、また、多くの職員が時間外勤務となり、時間帯によっては、テレビ中継経費が増加する可能性もあるなどのデメリットも多いと考える。

これらのことより、土日（休日）や夜間の議会開催については、必要ないと考える。また、他の都道府県においても、本県と同様に土日（休日）や夜間の議会開催は実施していない。（全国都道府県議会議長会調べ 平成18年9月現在）

なお、議会に対する県民の関心をより高めるための効果的な方策は今後も検討していくことが望ましい。

### （3）付託議案審議の充実について

#### ①審議項目による部局の入れ替え

・部局の入れ替えを行う必要はないものとする。

現在、教育警察委員会を除き5常任委員会は部局の入れ替えを行っていないが、平成10年度以前は、総務委員会、土木委員会以外、入れ替え審議を実施していた経緯もあり、一の部局に集中できる部局の入れ替えが効果的な委員会審議に資するものであるか検討を行った。

その結果、入れ替えを行う場合、複数の部局にまたがるような質疑ができないことや、入れ替えに若干の時間がかかることなどの不都合が生じること、現在の委員会審議においても、十分な議論が必要なものについては集中的に審議を行っており、あえて一の部局に集中した審議体制とする必要性は感じられないことから、これまでどおり教育警察委員会を除き、部局の入れ替えを行う必要はないものとする。

#### ②効果的、効率的な委員会質疑、討論中心の審議の方法、委員長報告のあり方

- ・執行部の説明資料が多く、資料の事前配布を求める等、質疑の時間を十分確保できるように努めることが望ましい。
- ・委員長報告については、引き続き内容の充実を努める。また、委員から委員長報告に盛り込んで欲しい旨の意見があれば、委員長は委員会に諮り、合意が得られた場合は、委員長報告で述べることにすることが望ましい。
- ・委員長報告において要望・提言された場合、以降の委員会において状況報告を求めることにすることが望ましい。
- ・以上について、各委員会における運営の中で検討されることが望ましい。

委員会質疑は、議案書、予算書及び当日配付資料を基に執行部から説明を受け、質疑を実施しているが、より効果的・効率的に委員会質疑を行うため、執行部の説明資料が多く、説明に時間を要すると思われる場合には、資料の事前配布を求めるなど、質疑の時間を十分確保できるようにすべきである。

委員長報告については、付託案件に係る審査の経過、結果、質疑の内容を整理して報告しているところであり、委員会での審議結果が施策や予算に反映されるよう、これまでも少数意見であっても重要なものについては委員長報告に反映させる等の改善を図ってきているところであるが、各委員長は引き続き内容の充実に努められることを望む。

なお、委員会審議の中で、特に委員長報告に盛り込んで欲しい意見等がある場合は、委員は委員会開催中に委員長に申し出ることとし、委員長は各委員にその可否を確認し、合意が得られた場合は、委員長報告で述べるようにすることを望む。

また、委員長報告において要望提言を行った場合、各委員長は、どのように施策や予算に反映されたのか要望提言された内容の施策への反映状況について、以降の委員会において執行部から報告を求めることとすることを望む。

### ③委員会の同時開催の見直し

・引き続き本委員会において検討を進める。

各議員が所属する委員会以外の委員会審議の状況を把握できるようにするため、委員会の同時開催の見直しについて検討を進めてきたが、委員会の開催時期によっては会期延長の必要性が生じる等の課題があることから、引き続き本委員会において検討を進める。

### (4) 一問一答方式、対面方式での質疑の導入の可能性について

・引き続き本委員会において検討を進める。

現在の本会議での質問は、国会や多くの地方議会と同様に、「一括質問・一括答弁方式」で行っているが、質問と答弁の間に時間をおくため、県民に分かりにくく、質問と答弁のやりとりに緊張感を欠く面があるなどの意見もあることから、より議会審議の充実を図り、県民に審議内容を分かりやすくするため、「一問一答方式(分割分答方式含む)」導入の可能性を検討してきたが、他県の導入状況も11県と少なく、質問回数や質問時間など一問一答方式導入にかかる諸課題も多いことから、引き続き本委員会において検討を進める。

また、現在の本会議場は、質問議員が議長席の前の演壇から議員席に向かって質問をする形となっているため、誰に質問しているのか分かりにくいとの意見もある

ことから、質問者と答弁者が顔を見ながら質問と答弁ができるよう、一問一答方式の導入に併せて、対面方式導入の可能性も検討してきたが、他県の導入状況も6県と少なく、議場の改修など諸課題も多いことから、一問一答方式の導入と同様、引き続き本委員会において検討を進める。

## (5) 決算特別委員会の常設化について

- ・引き続き本委員会において検討を進める。

決算審査は、9月定例会において決算認定議案が上程された後、決算特別委員会を設置し、議会閉会中数回にわたり委員会別に決算審査を行い、総括審査を行った後、12月定例会において委員長報告を行い、議案を採決するという形で行っているところである。

議会機能のうち、決算審査機能は、執行部の予算執行に対する監視機能を発揮するための重要な役割を果たすものであり、議会の監視機能強化の方策の一つとして決算特別委員会の常設化について検討を進めてきた。決算審査だけを内容とする委員会の場合、当該所管分掌だけで、常設化、通年化という形式をとることは、その必要性または効果の点から考えにくい。が、予算執行・行政運営の常時監視、決算審査内容の翌年度予算への反映、予算と決算の一体審議の充実強化という観点からも、常設、通年設置ということも考えられ、また、他県にもみられるように、予算決算特別委員会という形式を念頭に検討することもできる。監査委員との連携による常時監視、予算と決算の一体審査の有効性、実現可能性、常任委員会との役割分担など多角的に検討する必要があるため、引き続き本委員会において検討を進める。さらに、単なる決算認定権限のみならず、事業効果の検証を含めた行政評価的権限や決算審査を通じた施策提言機能の付加など、機能強化の面にも検討を加える必要がある。

### 3. 議会活動の透明性向上関係

県民に対する責務を全うするために重要な議会活動の透明性向上を目指し、4項目の課題について調査・検討を進めた。

その検討結果は以下のとおりである。

#### (1) 政務調査費のあり方について

3万円以上の領収書等の写しの収支報告書への添付の義務づけを柱とした政務調査費のあり方についての改革案を、平成19年7月3日付けで議長に対し答申。

#### (2) 応招旅費等費用弁償のあり方について

応招旅費を廃止し普通旅費に統一するとともに、支給額については交通費実費額に旅行諸費(5千円)を加えた額とする費用弁償のあり方についての改革案を、平成19年12月10日付けで議長に対し答申。

#### (3) 情報公開・議会広報のあり方について

・引き続き本委員会において検討を進める。

積極的な情報公開や戦略的な議会広報を推進するため、常任委員会・特別委員会の情報公開、インターネットを活用した情報公開、県民に分かりやすい議会広報について本県の現状と他県の状況等を調査し、そのための具体的な方法等について検討を進めてきたが、さらなる検討が必要であることから、引き続き、本委員会において検討を進める。

#### (4) 議員派遣(海外事情調査含む)のあり方について

- ・派遣結果を分かりやすく公開するとともに政策にどのように反映されるのか成果を明確にすることが望ましい。
- ・海外事情調査については、閲覧用の調査報告書の様式化を行い報告書内容を統一することにより、具体的かつ詳細に調査結果を報告するようにすることが望ましい。

海外事情調査を含む議員派遣は地方自治法に基づき、岐阜県議会会議規則第117条、岐阜県議会議員派遣取扱要領及び岐阜県議会議員の海外事情調査に関する申し合わせにより実施されているところである。

特に海外事情調査は申し合わせにより、一任期中に100万円以内（回数に制限はない。）とされ、議長に提出する議員派遣報告書のほかに議会図書室に据え置くための調査報告書を提出することが定められている。

議員派遣は、現場での実体験や新たな知識の獲得など議員の政策能力向上に資するものであるが、他の自治体において観光旅行まがいの派遣があるとの批判がなされたことがあり、岐阜県議会としても誤解を招くことのないよう派遣結果を分かりやすく公開するとともに政策にどのように反映されるのか成果を明確にすることが必要であると考え。また、派遣結果を議員間で情報共有することにより、より有効な派遣となるよう努めるべきである。

特に、海外事情調査は多額の費用を支出することから、透明性向上のため、閲覧用の調査報告書の様式化を行い報告書内容を統一することにより、派遣の必要性及び成果が理解しやすいよう具体的かつ詳細に調査結果を報告することが必要であると考え。

なお、例えば、海外事情調査の閲覧用の様式については次のとおりとするなど、改善をしたらどうかと考える。

様式（案）

## 議員派遣報告書（閲覧用）

平成 年 月 日

岐阜県議会議長 様

岐阜県議会議員 印

下記のとおり議員派遣業務が終了しましたので、報告します。

記

派遣目的	
------	--

行程表（別紙のとおり）

派遣成果（詳細は別紙のとおり）

日付	成果の概要

県政に活用できる事項

県担当課	内容

収集資料（別添のとおり）

## 議員派遣報告書（閲覧用）

平成△△年 △月△△日

岐阜県議会議長 様

岐阜県議会議員 ○○ ○○ 印

下記のとおり議員派遣業務が終了しましたので、報告します。

### 記

派遣目的	北欧における教育体制・企業誘致等事情調査
------	----------------------

行程表（別紙のとおり）

派遣成果（詳細は別紙のとおり）

日 付	成 果 の 概 要
△△月 △日	◇◇市議会訪問 初等教育体制のあり方を聴取
月 △日	◇◇市◇◇小学校訪問 小学校教育の実態視察
月 △日	○○州政府訪問 州担当者と面談 企業誘致対策聴取
月 △日	○○州○○工業団地視察
月 △日	□□市□□保健所訪問 保健・医療・福祉相談における連携体制の聴取
月 △日	■■市■■市役所訪問 初等教育体制の実態聴取

県政に活用できる事項

県 担 当 課	内 容
教育総務課	小学校における創造性を育む教育手法
企業誘致課	○○州における企業誘致手法
保健医療課	□□市を参考とした保健所等相談体制の拡充

収集資料（別添のとおり）

## 岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	岩 井 豊太郎	自 民	
副委員長	藤 墳 守	自 民	透明性向上担当兼務
委 員	猫 田 孝	自 民	
委 員	渡 辺 信 行	自 民	
委 員	玉 田 和 浩	自 民	審議活性化担当
委 員	早 川 捷 也	自 民	機能強化担当
委 員	平 野 恭 弘	自 民	
委 員	岩 花 正 樹	公 明	透明性向上副担当
委 員	洞 口 博	自 民	
委 員	伊 藤 正 博	県 民	審議活性化副担当
委 員	笠 原 多見子	自 民	
委 員	林 幸 広	県 民	
委 員	大 野 泰 正	自 民	機能強化副担当
委 員	川 上 哲 也	無所属	
委 員	大須賀 志津香	共 産	

## 岐阜県議会活性化改革検討委員会設置要綱

### 1 設置及び目的

県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上の方策等を調査及び検討するため、議長の諮問機関として議会活性化改革検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### 2 構成

委員会の委員は、15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 県政自民クラブ  | 10人 |
| (2) 県民クラブ    | 2人  |
| (3) 岐阜県議会公明党 | 1人  |
| (4) 日本共産党    | 1人  |
| (5) 無所属      | 1人  |

### 3 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員以外の議員は、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- (5) 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 委員会の所管事項を専門的に調査するため、委員会に検討テーマごとに担当委員及び副担当委員を置くことができる。
- (7) 担当委員及び副担当委員は、委員長が委員の中から指名する。
- (8) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (9) 会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、全て委員長が行う。

### 4 設置期間

委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から調査、検討が終了するまでの間とする。

### 5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。